

<専門職学位課程>

観点5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

本学での専門職学位課程は、法務研究科が該当する。

法務研究科においては、法曹を養成する専門職大学院として、理論と実務を架橋する観点をもとに、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各科目群に属する多種多様な科目を学年進行に応じて適切に配置することにより、体系的な教育課程を編成している（資料5-8-①-A～C）。なお、これらの授業科目の体系は、別途定められている法科大学院評価基準に沿うものとなっている。

資料5-8-①-A 専門職大学院の教育目的と授与する学位

専門職大学院名	教育研究上の目的	授与する学位
法務研究科 法務専攻 (法科大学院)	研究科は、高度な専門職業人としての法曹の養成を目的とし、併せて法の理論と実務の架橋を目的とした研究を行う。	法務博士（専門職）

(出典：広島大学法務研究科細則，広島大学学位規則)

資料5-8-①-B 専門職大学院における教育課程編成の趣旨

専門職大学院名	教育課程編成の趣旨
法務研究科 法務専攻 (法科大学院)	<p>教育課程は、専門的職業人である法曹の育成のプロセスであることを十分意識し、学部教育と明確に一線を画しつつ、学年進行に応じた積上げおよび理論と実務の有機的な連携に配慮し編成している。</p> <p>すなわち、学年進行に応じた積上げの面では、1年次の法律基本科目（15科目）で「理論的基礎を固め」、2年次の法律基本科目（13科目（平成20年度からは「公法3」を3年次配当に変更して12科目））で「問題解決型思考」に発展させ、3年次を中心に開講される演習科目によって「専門的な法知識」と「思考力、分析力、表現力等」を修得させる編成としている。</p> <p>また、理論と実務の有機的な連携の面では、1年次（2年次新入既修生を含む）の必修科目となる「法システム概論」に実務家教員の講話を織り込んで、当初から理論と実務の関係を意識させ、2年次の「法曹倫理」で「法曹としての責任感及び倫理観」を身に付けさせた上で、3年次の実務基礎科目である「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」を履修させるよう編成している。</p> <p>このような教育課程編成の趣旨は、1年次で法的思考の枠組みを作らせ、2年次で多様な設例を素材とした思考（分析・表現）を経験させながら、倫理的な問題に遭遇したときの難しさを実感させ、悪しき法律家の傲慢さを戒めることにより、「良き隣人」たる法曹に必要な「人間性」を育てた上で、法曹に相応しい「責任感及び倫理観」に裏付けられた実践判断の論理的な展開（表現）を求める、という点にある。</p>

(出典：法務研究科の自己点検・評価)

資料5-8-①-C 科目群の構成 (URL:<http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/kyouikunaiyou/program/index.html>)

科目群	必修	選択 必修	選択	内 容
法律基本科目群 (a 群科目)	60 単位 (3 年コース)	—	12 単位	民事系（民法、商法、民事訴訟法）、刑事系（刑法、刑事訴訟法）、公法系（憲法、行政法）の新司法試験必須科目の土台を固めます。
	30 単位 (2 年コース)		abcd 群 科目から 選択	1年次は条文から、2年次は問題に即した視点から、対象を繰り返し学ぶことによって、実践的な解決能力を養えるようにカリキュラムが編成されています。3年次の民事系科目は、特に要件事実に留意して授業を進めます。
実務基礎科目群 (b 群科目)	8 単位	1 単位		実務家として活動する際に不可欠の「法曹倫理」「法文書作成」等、実務の基礎を学び、模擬裁判も体験します。また、3年次には、法律相談の実習を行う「リーガル・

科目群	必修	選択 必修	選択	内 容
				クリニック」，法律事務所で法運用の現場を体験する「エクスターンシップ」等の実習科目が開講されます。
基礎法学・隣接科目群 (c 群科目)	2 単位	4 単位		導入科目「法システム概論」では法の世界全体の枠組みを概観します。法哲学関連科目として「法的思考法」，「レトリック理論」等が開講されます。外国法科目では英米の法制度・裁判制度全般を学び，また，経済学・政治学に関連した科目として，「金融論」や「政治学」があります。
展開・先端科目群 (d 群科目)	—	12 単位		民法系，商法・ビジネス法系，民事手続法系，労働法・社会法系，刑事法系，公法系の各科目が開講されています。一部の科目は，弁護士，公証人，司法書士，企業法務部担当者によるセミナー形式で行われ，現場の実務に触れることができます。

*各学年における登録単位数の上限は，1 年次は 32 単位，2 年次は 36 単位，3 年次は 44 単位とします。

(出典：法務研究科ウェブページ)

参照資料：*別添資料Ⅱ-7-12 広島大学大学院法務研究科細則
*別添資料 5-4-①-1 広島大学学位規則

* 別添資料Ⅱ-7-12，5-4-①-1 については，広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

法務研究科においては，学問分野及び職業分野の要請に応じた教育目的に沿って授業科目を配置し，教育課程全体を体系化している。

以上により，教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程を体系的に編成している。

観点 5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において，学生の多様なニーズ，研究成果の反映，学術の発展動向，社会からの要請等に配慮しているか。

【観点到る状況】

法務研究科においては，専門職大学院としての教育目的を踏まえ，法律基本科目において，1 年次に理論的基礎を固め，2 年次以降では問題解決型思考へ発展させる積上げ方式を採っているほか，2 年次以降は法律基本科目に加え，実務基礎科目，臨床科目等の応用科目のウェイトを高めるとともに，多様な選択科目を開講している（資料 5-8-②-A，資料 5-8-②-B）。これらの教育課程の編成や授業科目の開講は，法曹養成に対する社会の要請や学生の多様なニーズに配慮したものとしている。

また，授業科目の開講およびその内容については，科目の範疇を問わず最新の学術および実務の発展動向を踏まえたものとしているほか，各担当教員の研究成果を反映したものとすよう配慮している（研究成果の反映については前掲資料 3-3-①-B に例示したとおり）。

資料 5-8-②-A 授業編成 (URL:<http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/kyouikunaiyou/curriculum2/index.html>)

授業編成コンセプト	
1 年次	確実な理論的基礎を固める
2 年次	問題解決型思考を身につける
3 年次	実務で必要とされる応用力を育成する

分野別科目展開表

	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
民法分野	a:民法1 a:民法4 a:民法5 a:民事訴訟法1	a:民法2 a:民法3 a:民事訴訟法2	a:民事法1 a:民事法2 a:民事手続法	a:民事法3 a:民事法4 a:民法演習* d:消費者法*	d:不動産登記法 b:民事訴訟実務基礎 d:民事執行保全法 d:倒産処理法1 d:倒産処理法2	a:民事法総合演習 d:債権回収法
ビジネス法分野		a:会社法1 a:会社法2	a:商事法1 c:金融論*	a:商事法2 d:金融システム法* d:国際取引法* d:労働契約法* d:労使関係法*	a:商事法演習 d:企業金融法 d:金融取引法 d:国際民事訴訟法 d:知的財産法1 d:雇用関係法 d:社会保障法	d:金融商品取引法 d:先端金融法 d:知的財産法2
刑事法分野	a:刑法1	a:刑法2 a:刑事訴訟法	a:刑事法1 a:刑事手続法		a:刑事法総合演習 b:刑事訴訟実務基礎	a:刑事法2 d:少年法
公法分野	a:憲法1	a:憲法2 a:憲法3	a:公法1	a:公法2	a:公法3 d:環境法	a:公法演習 d:税法
法実務分野			b:法曹倫理1	b:法曹倫理2*	b:法文書作成 b:リーガル・クリニック (夏季集中) b:エクスターンシップ (夏季集中)	b:ローリング*
基礎法学・隣接科目分野	c:法システム概論		c:法システム概論 (法学既修者) c:法的思考法* c:外国法(英米)*	c:レトリック理論* c:政治学* c:社会学*		c:法理学

a = 法律基本科目群 b = 実務基礎科目群 c = 基礎法学・隣接科目群 d = 展開・先端科目群

*を付した科目は、3年次で履修することもできます。

(出典：法務研究科ウェブページ)

資料5-8-②-B 実務科目の内容 (URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/kyouikunaiyou/curriculum1/index.html>)

科目名	概 要
法曹倫理	プロフェッショナルとしての法曹の使命は何かについて、弁護士倫理の基礎的な諸問題を検討することを通じて、司法制度を担う実務家として、司法制度が健全に運営されるための倫理観を身につけることを目標とする授業です。学生は事前に与えられた具体的事例に対する処理方針について、各自検討した上で授業に参加し、議論をするという形で毎回の授業を進めます。2名の弁護士教員が担当し、刑事では実務家法曹として直面した場合、判断に迷うであろうと考えられる弁護人の守秘義務や真実義務の問題、民事では委任契約、利益相反、守秘義務など依頼者との関係などを扱いますが、それぞれ検察官や裁判官の倫理も検討します。本研究科では、法曹倫理1（2年次前期・必修2単位）に加え、法曹倫理2（選択2単位）を開設し、より発展的な問題を扱い、自立的法曹観の確立をめざしています。
民事訴訟実務基礎	弁護士教員による科目で、貸金返還請求訴訟など典型的な訴訟事例について、要件事実をどう考えるべきかを学んだ後、実際の訴訟事例について、主張整理の方法、事実認定の基礎を学習します。それを通じて、訴訟実務のバックボーンである要件事実の考え方を理解し、要件事実の考え方を基礎にした主張整理、事実認定の方法を身につける事ができます。
刑事訴訟実務基礎	実際の事件をもとに作成された記録教材を使用して刑事事件の実務的処理を行うために必要な基礎的能力を養う科目で、弁護士教員と元検察官教員が担当します。事実認定上及び法律上の問題点を検討するほか、現実の事件処理において生じ得る実務的な問題点についても議論し、法曹三者それぞれの立場でどのように対処すべきかを意識しながら、実務的観点に立って検討を行うことを通じて、事件に対する実務家としての取組み方を修得させ、とまどうことなく実務修習に入ることができるようにすることを目標としています。刑事模擬裁判がこの科目のしめくりとなります。
法文書作成	訴訟やビジネスの現場では、様々な文書が作成されます。これらの多くは、法律行為または法律関係の存在・内容を示すものとして、重要な意味を持ち、紛争がおこれば証拠として訴訟に持ち出されることもあります。したがって、これら法文書は、法律の規定等にそって、正確かつ明瞭に、細心の注意を払って作成する必要があります。この科目は、法文書を作成するに際して必要となる法的思考力と、法文書の意味を正確に理解し、目的に沿った法文書の作成能力の育成を目的とし、主に訴訟関係文書と契約書の作成をテーマにして、文書作成の実習をします。
ローヤリング	模擬事例を用いて民事訴訟手続全般を模擬的に体験します。訴訟を進行していくには、実体法及び手続法の理解はもとより、当事者からの事情聴取に関する技能、書面作成技術、尋問技術、訴訟指揮、事実認定のありかた等、多様な実務的スキルが必要になります。民事模擬裁判では、それまで学習してきたこうした実務的スキルも含めて、実務法曹としての総合力を高めることをねらいとしています。
リーガル・クリニック	実務家教員の指導の下で、一般市民からの法律相談に学生自身が応答・回答する科目です。法律相談では、法的知識を持たない一般の相談者から法的に意味のある事実を聞き出す技術が必要です。また、解決にあたる以前に、聞き出した事実から必要な事柄を見極めて法的に整理する能力も必要です。し、アドバイスを的確に分かり易く伝える能力も必要になります。現実の法律相談を担当し、解決を導く過程を体験することで、こうした実務的スキルについて自覚的に取り組むための足がかりが得られます。事前研修として、ビデオ教材・模擬相談・リーガル・サービス・センターでの法律相談の傍聴等を行います。夏季休業期間中に実施される実習では、指導弁護士教員が同席して、相談者1名につき90分の時間枠をとり、途中で受講生相互による協議の時間を設けた後で、学生の口から回答を伝えます。その後、フォロー・アップとして、参加学生全員が集まって、全体討論会を開きます。2006年度には、浜田市（島根県）と福山市（広島県）で出張相談会を開催しました。
エクスターンシップ	法律事務所等で指導担当弁護士につき、実務研修をする科目です。担当弁護士と数日間行動をともにしますので、実務的な技術を学べることはもちろん、法曹の日常におけるあらゆる実務を経験することにより、実践の場でしか見ることのできない実務家法曹の現実の姿に触れることができます。法曹として生きる上で知っておくべきこと、考えておくべき多くの課題に出会えるチャンスでもあります。事前研修（講義）を受けた後、夏季休業期間中に、広島弁護士会所属弁護士の協力弁護士事務所にて延べ5日間（計40時間）にわたって、研修を行います。研修後、フォロー・アップとして、参加学生全員が集まって、全体討論会を開きます。

(出典：法務研究科ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

法務研究科では、学術や実務の発展動向、社会からの要請、学生のニーズ等を考慮し、法曹養成に必要な法律理論科目から実務基礎科目に亘る幅広い科目を適切に配置する形で教育課程を編成している。

また、授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

以上により、教育課程の編成及び授業科目の内容は、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮したものとなっている。

観点 5-8-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

法務研究科では、1単位あたりの授業時間を十分確保している（2時間授業を15回実施）。また、授業のレジュメ等を事前に配付（法科大学院教育研究支援システム（以下「TKC教育支援システム」という。）へのアップ等）し、そこで提示した課題の予習をもとに密度の濃い授業を行うほか、授業後には復習課題のレポート等の提出を求めている。

また、十分な学習時間を確保するための措置として、資料5-8-③-Aに示すとおり、履修登録の上限を設定している

なお、年間の授業時間は別添資料5-8-③-1に示すとおりである。

資料5-8-③-A 履修登録の上限

<p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第31条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。 (出典：広島大学大学院規則)</p>
<p>(履修方法及び履修単位の上限)</p> <p>第6条 学生は、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、チューター及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。</p> <p>3 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年次は32単位、2年次は36単位、3年次は44単位とする。ただし、次項ただし書の規定により進級が認められた者が再履修する科目の単位については、4単位を限度として、履修登録可能単位数に算入しない。</p> <p>4 必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めない。ただし、未修得単位が6単位以内のときは、この限りでない。</p> <p>5 学生は、チューターが必要と認めるときは、研究科長の許可を得て他の研究科の授業科目を当該他の研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、広島大学大学院法務研究科教授会(以下「教授会」という。)の承認を得て研究科で修得したものとみなすことができる。</p> <p>6 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(出典：広島大学大学院法務研究科細則)</p>

<p>参照資料 : 別添資料5-8-③-1 広島大学大学院法務研究科授業時間割 別添資料5-8-③-2 法科大学院教育研究支援システム(TKC教育支援システム)概要 別添資料Ⅱ-5 広島大学大学院規則 *別添資料Ⅱ-7-12 広島大学大学院法務研究科細則</p>
--

* 別添資料Ⅱ-7-12については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
 (<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

法務研究科では、1単位あたりの授業時間を十分確保するとともに、学生の主体的な予習・復習を前提に密度の濃い授業を行っている。また、そのような授業の実施を担保するための措置として学年毎に履修登録単位数の上限を設定している。

以上により、単位の実質化に配慮している。

観点5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

法務研究科の教育課程や教育内容は、専門職大学院としての教育目的を踏まえ、法律基本科目において、1年次に理論的基礎を固め、2年次以降では問題解決型思考へ発展させる積上げ方式を採っているほか、2年次以降は法律基本科目に加え、実務基礎科目、臨床科目等の応用科目のウェイトを高めた編成としている。また、教員が学生に対して一方的に知識を伝達するという講義形式だけでなく、双方向・多方向的な質疑応答を交えた教育方法を採用している。これにより、法曹として求められる法律知識、実務基礎知識、問題処理能力、表現力、倫理観等の素養を幅広く修得させることとしている。

このような教育の実践の成果は、資料5-9-①-Aに示すとおり、新司法試験における全国平均を上回る合格率に現れており、法務研究科の教育内容や水準は社会の期待に十分にこたえるものとなっている。

資料5-9-①-A 新司法試験合格者数

(単位：人，%)

区 分	法務研究科				全 国		
	修了者数	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
平成20年	(19') 41	52	19	36.5%	6,261	2,065	33.0%

(出典：法務省ウェブページ)

【分析結果とその根拠理由】

法務研究科は、その教育目的を実現するため、段階的に学修を進めることができるよう体系的な教育課程を編成し、双方向・多方向的な質疑応答を交えた教育方法を取り入れた授業を行っており、その成果は、新司法試験の合格状況にも現れている。

以上のことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっている。

観点5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

法務研究科では、学年毎に定めた編成の理念に基づく系統的なカリキュラムに従って、理論教育から法律実務基礎教育までを段階を追って実施している(資料5-10-①-A)。また、その授業方法についても、主に1年次に配当される法律基本科目においても、一方的な講義形式だけではなく、質疑応答を通じて授業が進行するソクラテス・メソッドを併用して、学生の理解度を確認しながら授業を進めているほか、2年次以降に配当される法律実務基礎科目、演習科目、臨床科目等では、ソクラテス・メソッドによる授業のウェイトをさらに高めている。

この間、複数の教員(実務家教員と研究者教員)が協力して企画し、かつ、複数の教員が常時出席して、その間での議論を交えて展開される授業科目を多数開講している(民事訴訟実務基礎、民事法総合演習、刑事訴訟実務基礎、刑事法総合演習、ローヤリング)ほか、3年次夏季休業中には、実習科目としてのリーガル・クリニックおよびエクスターンシップを選択必修科目として実施している(資料5-10-①-B)。

これらにより、教育内容に応じた適切な学習指導方法を実践している。

なお、月1回全教員が参加して実施しているFD会合では、学生による授業評価アンケート(学期末に実施)や教員による授業参観(学期中に全科目を対象に実施)の結果等をもとに学習指導法を含む授業の改善を図っている(資料5-10-①-C)。

資料5-10-①-A 授業科目表

授業科目		配当年次	単位数		
必修科目	法律基本科目群	民法1	1	2	
		民法2	1	2	
		民法3	1	2	
		民法4	1	2	
		民法5	1	2	
		会社法1	1	2	
		会社法2	1	2	
		民事訴訟法1	1	2	
		民事訴訟法2	1	2	
		刑法1	1	2	
		刑法2	1	2	
		刑事訴訟法	1	2	
		憲法1	1	2	
		憲法2	1	2	
		憲法3	1	2	
		民事法1	2	2	
		民事法2	2	2	
		民事法3	2	2	
		民事法4	2	2	
		商事法1	2	2	
		商事法2	2	2	
		民事手続法	2	2	
		刑事法1	2	2	
		刑事法2	3	2	
		刑事手続法	2	2	
		公法1	2	2	
		公法2	2	2	
		公法3	3	2	
		民事法総合演習	3	2	
		刑事法総合演習	3	2	
		実務基礎科目群	法曹倫理1	2	2
			民事訴訟実務基礎	3	2
			刑事訴訟実務基礎	2	2
ローヤリング	3		2		
基礎法学・隣接科目群	法システム概論	1	2		
選択必修科目	実務基礎科目群	リーガル・クリニック	3	1	
		エクスターンシップ	3	1	
	基礎法学・隣接科目群	法的思考法	2	2	
		レトリック理論	2	2	
		法理学	3	2	
		外国法(英米)	2	2	
		政治学	2	2	
		社会学	2	2	
		金融論	2	2	
		選択科目	法律基本科目群	民法演習	2
商事法演習	3			2	
公法演習	3			2	
実務基礎科目群	法曹倫理2		2	2	
	法文書作成		3	2	
展開・先端科目群	消費者法		2	2	
	不動産登記法		3	2	
	債権回収法		3	2	
	知的財産法1		3	2	
	知的財産法2		3	2	

授業科目		配当年次	単位数
選択科目	展開・先端科目群	金融取引法	3 2
		企業金融法	3 2
		金融商品取引法	3 2
		金融システム法	2 2
		先端金融法	3 2
		国際取引法	2 2
		独占禁止法	3 2
		民事執行保全法	3 2
		倒産処理法1	3 2
		倒産処理法2	3 2
		国際民事訴訟法	3 2
		労働契約法	2 2
		労使関係法	2 2
		雇用関係法	3 2
		社会保障法	3 2
		少年法	3 2
		税法	3 2
		環境法	3 2
特講	3 2		

※特講を開設する場合、その名称は、その都度教授会で定める。

(出典：広島大学法務研究科細則)

資料5-10-①-B 法務研究科授業シラバス

(例1)

履修年次	3年前期集中	科目区分	b 実務基礎科目	単位数	選択必修 1単位
授業科目	リーガル・クリニック				
担当教員		研究室	B118	内線	6982
【科目の概要】					
ガイダンス、模擬相談、法務研究科附属リーガル・サービス・センターでの相談傍聴を経たうえで、夏季休業期間中に、実際に市民からの法律相談を担当する。					
【到達目標】					
1) 現実の紛争を解決に導くために必要な思考能力の養成 2) 対話能力、論点抽出能力、説明能力、面接技法の養成 3) 責任の自覚					
【授業の進め方】					
1) 法律相談の実習を中心とする。実習に際しては、指導弁護士教員が同席する。 2) 実習では、相談者1名につき90分の時間枠をとり、途中で受講生相互による協議の時間を設ける。 3) 実習前の研修として、模擬相談、法務研究科附属リーガル・サービス・センターで実施されている法律相談の傍聴等を行う。 4) 実施後のフォローアップを行う。なお、受講者数に比して実習での相談件数が少なかった場合は、代替としてリーガル・サービス・センターでの相談傍聴を行うことがある。					
【主たる教材】					
特になし					
【成績評価の基準】					
受講生が提出するレポート、担当の弁護士教員が作成する評価書を総合して合否を判定する。					
【授業計画】					
1) ガイダンス 2) 法律相談の心構え（ビデオ教材を題材にした討論） 3) 模擬相談 4) 相談傍聴 5) 法律相談（実習） 6) 全体討論会					

(例2)

履修年次	3年前期集中	科目区分	b 実務基礎科目	単位数	選択必修 1単位
授業科目	エクスターンシップ				
担当教員		研究室	B118	内線	6982
【科目の概要】 夏季休業期間中に、法律事務所における研修として実施する。					
【到達目標】 1) 実践的な法的問題処理に当たっての、問題発見能力、事実認定能力、コミュニケーション能力の養成 2) 実務家の倫理と責任の自覚					
【授業の進め方】 1) 事前研修を受けた後に、夏季休業期間を利用して、法律事務所において研修を受ける。 2) 研修後に、全体討論会を行う。					
【主たる教材】 特になし					
【成績評価の基準】 学生が提出するレポート及び担当の協力弁護士が作成する評価書を総合評価して可否を判定する。					
【授業計画】 1) 事前研修 (講義) 2) 研修 法律事務所にて延べ5日間 以下の内容を中心とした研修を受ける。 ①法廷傍聴 (事前, 事後における関係記録の検討を含む) ②法律相談・打合せへの同席 ③記録検討 (簡易な書面の起案, 法調査, 主張整理等を含む) 3) 全体討論会					

(出典：広島大学法科大学院 授業科目シラバス)

資料5-10-①-C 平成20年度教育方法等改善研修会 (FD) の検討事項

回	開催日	検討事項
第1回	4月21日	1. 「若手弁護士との懇談会」の総括について 2. 他大学開催のシンポジウムを基にした教育内容の取組み等について 京大法科大学院シンポジウム 「事例演習とリーガル・クリニックの可能性—実践的理論教育の展開」 法科大学院協会シンポジウム 「未修入学者教育方法の開拓」 3. その他 ○学長からの説明について ・研究費の適正使用 ・ハラスメントの防止
第2回	5月12日	1. 「臨床法学教育学会」の参加報告について 2. 新司法試験後の受験生への対応体制等について 3. 裁判官・検察官の派遣依頼について 4. 未修者への教育方法等について
第3回	6月9日	1. 授業の改善要望について 2. 新司法試験に関するアンケートの集計結果について 3. 採点時の匿名性を確保するための筆記試験の具体的実施方法について 4. 広島大学大学院学生生活アンケート集計表について
第4回	7月7日	1. 法科大学院生との意見交換会について 2. 後期の予定について 3. 裁判官の派遣依頼について 4. その他 ○ 答案練習会の実施方法について ○ 法科大学院入試における共通ルールの導入化検討について ○ 教員免許更新講習会実施委員会の報告

回	開催日	検 討 事 項
		○ 男女共同参画推進委員会からの報告
第5回	9月 8日	1. 2008年度前期授業の評価と今後の対応について
第6回	10月 6日	1. 平成20年新司法試験論文式試験出題の趣旨を踏まえて 2. 裁判官派遣に関する最高裁への要望書の再提出について 3. 刑事実務のカリキュラム改訂と関連する改訂について
第7回	11月17日	1. 授業改善要望の対応について 2. 次年度以降のカリキュラム編成及び授業時間について (教務委員) 3. その他 (資料配付 (新司法修習のポイント))
第8回	12月15日	1. 次年度以降のカリキュラム編成及び授業時間割について (教務委員)
第9回	1月16日	1. 学生との意見交換会について 2. 平成20年度後期末試験の時間割について 3. 平成21年度予定について 4. 平成21年度入学生へ配布する資料について 5. 平成21年度時間割・カリキュラム編成について
第10回	2月 9日	1. 平成21年度カリキュラム編成について 2. 非常勤講師を対象としたFDの開催について 3. 非常勤講師手当の調査結果について
第11回	3月 9日	1. 2008年度後期授業の評価と今後の対応について

(出典：大学での集計)

参照資料：*別添資料Ⅱ-7-12 広島大学大学院法務研究科細則

* 別添資料Ⅱ-7-12については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。
(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

法務研究科では、法曹に求められる知識や能力等を修得させるにふさわしい講義、演習、実務研修等からなる多様なカリキュラムを編成し、それぞれの科目にもっとも適切な授業方法を実践している。

さらに、毎月1回の全教員参加によるFDを実施し、学習指導法を含む授業の改善に努めている。

以上のことから、教育目的に照らして、授業形態の組合せやバランスは適切であり、それぞれの授業内容に応じた適切な授業方法の工夫を行っている。

観点5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

法務研究科では、新入生ガイダンスにおいて1年間のシラバスを冊子体で配付しているほか、各科目の授業においては、進行に応じた詳細なシラバス（予習・復習課題、参照資料の指示を含む）をTKC教育支援システム上に掲載し、活用している。

参照資料： 別添資料5-10-②-1 広島大学法科大学院 授業科目シラバス
別添資料5-8-③-2 法科大学院教育研究支援システム(TKC教育支援システム)概要

【分析結果とその根拠理由】

授業科目毎にシラバスを作成し、配付するとともに、ウェブページ上で公開することにより、学生の活用を促進している。

以上により、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスを作成し、活用しているものと判断する。

観点5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

観点5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

法務研究科の成績評価基準及び修了認定基準は、広島大学大学院規則（資料5-11-①-A）及び法務研究科細則（資料5-11-①-B）において明確に定めている。

これらの単位の授与、成績評価基準や修了認定基準については、学生便覧に掲載し、新入生ガイダンスにおいて説明しているほか、各科目の授業開始時に説明することにより学生に周知している。

成績評価、単位認定については、各教員が法務研究科の定めた基準に則り原案を作成したうえで、それを教授会で検証し、必要があれば、修正を加えることとしており、その厳正性・適切性を確保している。修了認定については、所要の単位を修得した学生を対象に、複数の教員による口頭試問形式で最終試験を実施し、その結果を教授会で判定している。

資料5-11-①-A 単位の授与、成績評価、修了要件、学位の授与、学位論文、最終試験

（単位の授与）

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

参考：通則第19条の4

（単位の授与）

第19条の4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、各学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（授業科目の成績評価）

第30条 授業科目の成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階とし、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

（修了要件）

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者については、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位（第35条第1項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。）を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

（学位の授与）

第46条 本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格した

ときにも授与する。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第 47 条 第 43 条及び第 44 条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第 48 条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会において審査決定する。

2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

(出典：広島大学大学院規則)

資料5-11-①-B 法務研究科における修了要件、学位授与基準

(修了要件)

第 10 条 研究科の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表 2 の定めるところにより 99 単位以上を修得し、かつ、最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については、1 年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表 3 の定めるところにより 69 単位以上修得し、かつ、最終試験に合格することとする。

第 11 条 最終試験は、所定の単位を修得した者について行う。

2 最終試験の期日及び試験方法は、あらかじめ発表する。

(学位)

第 12 条 研究科の課程を修了した者には、広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)の定めるところにより、法務博士(専門職)の学位を授与する。

(出典：広島大学法務研究科細則)

参照資料 : 別添資料 5-11-①-1 新入生ガイダンス等プログラム

別添資料 II-5 広島大学大学院規則

*別添資料 II-7-12 広島大学法務研究科細則

別添資料 学生便覧

* 別添資料 II-7-12 については、広島大学公式ウェブサイト「広島大学規則集」を参照してください。

(<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/aggregate/catalog/index.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び修了認定基準は、規則として明確に定めており、学生便覧や新入生ガイダンス等により学生に周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

以上により、成績評価基準及び修了認定基準を組織として策定し、学生に周知しているとともに、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

観点 5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

法務研究科では、成績評価等については、授業担当者の原案を教授会において審議し、必要な修正を加えて決定することにより、その正確性を期している。また、その結果については、チューター教員(2人)が学生と個別に面談し、答案の返却とともに伝達し、説明するとともに、疑問には授業担当者が対応している。さらに、平成 18 年度後期には成績評価及び単位認定に関する疑義照会制度及び異議申立制度を制定し、それ以降、每学期実施している(別添資料 5-11-②-1)。

参照資料 : 別添資料 5-11-②-1 成績評価等に関する疑義照会制度等の創設について

【分析結果とその根拠理由】

教授会での合議による成績判定の結果を根拠資料として学生にフィードバックしていることに加え、疑義照会制度及び異議申立制度を制定し、成績評価等の厳正性を確保するようにしている。

以上により、成績評価等の正確さを担保するための措置を講じている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

＜学士課程＞

- 各学部・学科等の教育目的と卒業生像・修了生像を明確にした、到達目標型教育プログラム(HiPROSPECTS(R))を全国に先駆けて実施している。
- 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成しており、特に教育課程の編成において、学生の多様なニーズに配慮し、インターンシップや補充教育を実施している。
- 情報メディア教育研究センターにおいて、復習用 LIVE 教科書の作成やデジタルコンテンツの作成を推進し、単位の実質化を図るための取組を行っている。
- 文部科学省大学教育改革支援プログラムに多数採択されており、特に、「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された「高等教育のユニバーサルデザイン化」における教育改革は障害者の学習支援に活かされるだけでなく、学生を障害学生支援の推進者として育成し、社会に送り出すことに成功している。

＜大学院課程＞

- 各研究科は、広島大学の理念と目的を踏まえた、固有の教育目的ののっとり、それぞれの教育課程を編成し、専攻分野の特性に沿った効果的な講義・演習・実習等の授業形態や指導法を実施している。それぞれの授業担当者は、自らの先端的な研究成果も、授業の特性に応じて積極的に取り入れている。さらに、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための様々な取組を行っている。これらの情報を盛り込んだシラバスはウェブページ上で公開され学生による活用を促進している。
- 学生の教育研究能力の向上を図るために、TA や RA の制度を活用している。
- 多くの研究科において、複数指導体制を採用し、多面的な指導の機会確保を図っている。
- 成績評価、単位認定、修了認定は、学生に周知された成績評価基準や修了認定基準に従って実施している。
- 学位論文の審査に関する規則を全学的に整備しており、これに従って厳正な審査体制が機能しており、審査の適切性を確保している。

＜専門職学位課程＞

- 研究者教員(12人)のほかにも多くの実務家教員(法曹経験者5人、金融実務経験者2人、計7人)を擁し、理論と実務の架橋を目指す教育を十全に実施できる体制をとっている。
- 複数の教員(実務家教員と研究者教員を含む)が協力して企画し、かつ、複数の教員が常時出席して、その間での議論を交えて展開される授業科目を多数開講している(民事訴訟実務基礎、民事法総合演習、刑事法総合演習、等)。
- 厳格な成績認定を行うため、再試験の実施を1年次前期配当科目に限定する一方、法律基本科目のうち多数の授業科目で中間試験を実施することによって、学期途中で学生の理解度を確認して、学生の自覚的な学習を

促している。また、成績評価結果等は、詳細な資料とともに学生にフィードバックしているほか、疑義照会制度・異議申立制度を設けて成績評価等の厳正性・客観性を担保している。

- 口頭試問形式による最終試験を実施することによって、修了生が法務研究科の求める学識・能力を備えていることを確認し、教育理念に沿った教育が実施されていることを担保している。
- FDを真摯かつ誠実に実践している。会合の頻度もさることながら、教員全員参加の方式も、小規模校ならではのことである。授業評価アンケート・教員の相互参観は順調に定着し、それらの結果等の検討を中心に運営されるFD会合は、授業の改善に大きく貢献している。また、検討結果を学生にフィードバックし改善努力を示すことにより、教員と学生の信頼関係の醸成にも役立っている。

【改善を要する点】

<学士課程>

- 該当なし

<大学院課程>

- 該当なし

<専門職学位課程>

- 法務研究科は、規模が小さく、専任教員数が少ないこと、及び、近隣に法律分野の教員が少ないという地理的条件などから、新司法試験の選択科目への対応が十分とは言えず、学生の要望に十分応えるだけの選択科目を開設することができていない。今後、専任教員の増員を検討し、選択科目の充実等による改善を図る必要がある。

(3) 基準5の自己評価の概要

<学士課程>

学士課程における教育課程は、教養教育の目的と専門教育の目的に沿って、それぞれの区分に属する各科目・授業が効果的な連携を図り、編成している。また、各学部・学科等の教育目的と卒業生像を明確にした、到達目標型教育プログラム(HiPROSPECTS(R))を全学で展開し、各プログラムは授与する学位に相応したものとしている。

教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して、主専攻プログラムと並行した副専攻プログラム及び特定プログラムの実施、学内他学部との連携、大学院の授業科目を学部学生の段階で履修する制度の構築、インターンシップの実施、補充教育の実施、他大学との単位互換及び学部等独自の特色ある取組を行っている。これらの取組は文部科学省大学教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

単位の実施化として学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するための工夫として、履修登録の上限設定、GPA制度の導入、復習用LIVE教科書の作成、デジタルコンテンツの作成推進、手引き書の配布、履修指導、レポート提出や面談など、さまざまな取組を行っている。

教育課程を展開するに当たり、教養教育科目では、多彩な内容に対応した多様な授業形態を取り入れ、学部ごとの教育目的に応じた選択が可能となっている。専門教育科目では、それぞれの専攻分野の教育目的と特性に応じた授業形態を取り入れ、それらのバランスを考慮した科目編成を行っている。学習指導法では、各学部におい

て特色ある指導法を実施している。これらの取組は、文部科学省大学教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスは、教養教育科目は3種類の様式で、専門教育科目は全科目統一した様式で作成しており、ウェブページでの公開等の取組により、学生の活用を促進している。シラバスの整備状況について、学生アンケートの結果では、80%以上が満足している状況である。

自主学习への配慮から、授業の予習復習のために、復習用LIVE教科書の作成やWebCT100プロジェクトを実施している。施設としては図書館及び情報端末室、講義室の開放を含めた自習室も確保している。基礎学力不足の学生については、高校での未履修科目の授業の開設や学習支援室を活用した相談体制を整備している。

また、夜間主コースの学生のための「教養教育総括担当者」、「自主選択枠」あるいは「自由科目」など、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した教育課程、時間割を設定している。

成績評価や単位認定、卒業認定は、その基準を規則等として明確に定め、学生便覧やシラバス、学部別ガイダンス等において学生に周知している。これらの基準に基づき実施している。

成績評価の基準を明示し、成績評価の基準に沿った成績評価を行うことで成績評価の正確さを担保している。また、評価基準が担当教員の裁量のみならずに任されないよう、教育プログラム担当教員会において評価基準の妥当性を確認するとともに、成績が開示された後に学生が自分の成績を確認し、学生からの成績に関する照会等は、チューターや授業担当教員が対応している。

<大学院課程>

各研究科では、授与する学位及び養成する人材像や学問分野・職業分野の特徴を踏まえた教育目的を定め、その目的に沿った体系的な教育課程を編成するとともに、学生や社会からの要請をできる限り反映できるように構築し、また、各授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、先端的な研究成果も授業の特性に応じて積極的に取り入れている。

学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するため、学生の学習スペースの確保、図書文献等の利用環境の整備、シラバスの改善と公開などの様々な取組を行っている。

また、文部科学省大学院教育改革支援プログラム等に多くのプログラムが採択され、教育改革を推進している。

教育課程を展開するに当たって、各研究科では、それぞれの教育目的と専攻分野の特性に沿って通常の講義形式に偏ることなく、専攻分野に必要とされる効果的な授業形態を採用して実施している。

授業内容等を記載したシラバスは、研究科統一の様式で作成し、ウェブページでの公開等の取組により、学生の活用を促進するとともに、広く社会にも公開している。

シラバスの整備状況について、学生アンケートの結果では、87%以上が満足している。

夜間の教育課程に在籍する学生や教育方法の特例を受けている学生に対しては、学生に配慮した適切な時間割を設定し、適正な指導を実施している。

研究指導は、規則として明確に定め、多くの研究科において複数指導体制を採用し、また、多面的な指導の機会確保を図っている。学生の研究テーマ決定に関する指導についても、多くの研究科において複数の審査委員による予備審査を経て論文提出の可否を決定する制度を有し、実質的な論文指導と助言を与えるとともに、指導教員の研究分野との関連を考慮しつつ学生の自主性を尊重して行っている。

学位論文に係る評価基準及び学位論文の審査に関する規則を全学及び各研究科において整備し、かつ学生にも周知しており、これに従って適切な審査体制が機能しており、審査の適切性を確保している。

成績評価基準や修了認定基準は、規則として明確に定め、学生便覧や新入生ガイダンスにより学生に周知するとともに、学生からの成績評価に関する申立てに対応する仕組みを整備し、成績評価等の正確さを確保するよう

にして、成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

＜専門職学位課程＞

専門職大学院である法務研究科においては、法曹養成の教育目的に沿って、理論と実務を架橋する観点に立った多様な授業科目を配置し、かつ、学年進行にしたがって段階的に学修が進められるよう教育課程全体を体系化している。その教育課程の編成や授業科目の内容においては、学術や実務の発展動向を反映しているほか、法曹養成に対する社会からの要請や学生のニーズにも配慮したものとなっている。また、授業担当者は、研究活動を通じて、教育目的の実現に必要な知見の水準を確保し、研究成果を授業目的にふさわしい形で授業に反映させている。

法務研究科では1単位あたりの授業時間を十分確保しているほか、学生の主体的な予習・復習を前提に密度の濃い授業を行っており、それを担保する措置として、学年毎に履修登録の上限を設定するなど、単位の実質化を図っている。

授業の形態については、講義、演習、実務研修等をバランスよく配置しているほか、授業の方法についても、演習や実務研修においてはもちろんのこと、講義においても、一方的な知識の伝達にとどまることなく、双方向・多方向的な質疑応答を交えて運営するソクラテス・メソッドを取り入れている。

授業の内容については、学年の始めにシラバスを配付するとともに、授業の進行に応じてさらに詳細なシラバスをウェブ上で示しており、これらにより学生の自主的な予習・復習を促進している。

さらに、毎月1回の全教員参加によるFDを実施し、学習指導法を含む授業の改善を図っている。

成績評価や修了認定については、その基準を規則として明確に定めており、学生便覧や新入生ガイダンス等により学生に周知している。これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定を適正に実施しているほか、疑義照会制度及び異議申立制度を制定し、成績評価等の正確さを担保している。

以上のような法務研究科における教育の成果は、全国平均を上回る新司法試験の合格率にも現れており、法曹養成を目的とする専門職大学院として社会の期待に応えるものとなっている。